

## ○公害等調整委員会規則第 号

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和二十五年法律第二百九十二号）第五十八条の二の規定に基づき、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年 月 日

公害等調整委員会委員長 永野 厚郎

鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則の一部を改正する規則  
鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和二十六年土地調整委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(申請の取下げ) 第十二条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。ただし、審理の期日又は第十五条の二の規定による期日であつて裁定委員が出席する期日においては、口頭ですることを妨げない。</p> <p>〔3 略〕</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(申請の取下げ) 第十二条の二 「同上」</p> <p>2 前項の規定による取下げは、書面でしなければならない。</p> <p>〔3 同上〕</p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。